

市辺白坂地区地区計画

(平成25年 4月16日城陽市告示第40号)

名 称	市辺白坂地区地区計画															
位 置	城陽市市辺白坂、茶碯山及び大谷の各一部															
面 積	約9.7ha															
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>当地区は城陽市青谷地域南部に位置し、事業施行中の新名神高速道路及び国道307号へのアクセスの利便性、広域交通条件を活かした市街地の整備及び産業の集積を図る地区である。</p> <p>開発事業区域及びその周辺地域に地区計画を策定することにより、周辺の住環境等に配慮しつつ、工業系を主体とした産業集積地として良好な市街地の形成・誘導を図る。</p>														
	土地利用の方針	<p>A地区は、周辺地域と調和する良好な市街地として土地利用を図る。</p> <p>B地区及びC地区においては、開発事業により、周辺環境に配慮した産業地として土地利用を図る。</p>														
	地区施設の整備方針	<p>当地区においては、国道307号への進入経路を確保するため、開発事業により区画道路を整備するとともに、当地区の事業所において従事する者及び周辺住民が利用できる公園を整備し、これらを保全する。</p>														
	建築物等の整備方針	<p>A地区においては、周辺地域と調和した良好な市街地が形成されるよう、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度及び建築物等の高さの最高限度について必要な基準を設ける。</p> <p>B地区においては、周辺環境に配慮した産業地として良好な地区環境を形成するため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度及びかき又はさくの構造の制限について必要な基準を設ける。</p> <p>C地区においては、周辺環境に配慮した産業地として良好な地区環境を形成するため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限及びかき又はさくの構造の制限について必要な基準を設ける。</p>														
地区整備計画	<p>配置 計画図表示のとおり 規模</p> <p>(道路)</p> <table border="1" data-bbox="555 1653 1321 1814"> <thead> <tr> <th>種別 \ 項目</th> <th>幅員</th> <th>延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">区画道路等</td> <td>9m</td> <td>約 170m</td> </tr> <tr> <td>12m</td> <td>約 100m</td> </tr> </tbody> </table> <p>(公園)</p> <table border="1" data-bbox="555 1915 1321 2065"> <thead> <tr> <th>種別 \ 項目</th> <th>箇所数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童公園</td> <td>1</td> <td>約2,900㎡</td> </tr> </tbody> </table>	種別 \ 項目	幅員	延長	区画道路等	9m	約 170m	12m	約 100m	種別 \ 項目	箇所数	面積	児童公園	1	約2,900㎡	<p>地区施設の配置及び規模</p>
種別 \ 項目	幅員	延長														
区画道路等	9m	約 170m														
	12m	約 100m														
種別 \ 項目	箇所数	面積														
児童公園	1	約2,900㎡														

	地区の区分	区分の名称	A地区	B地区	C地区
		区分の面積	約0.2ha	約4.8ha	約4.7ha
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 建築基準法別表第2(イ)項第5号又は第6号に掲げる建築物</p> <p>(2) 建築基準法別表第2(ハ)項第4号に掲げる建築物</p> <p>(3) 建築基準法別表第2(ニ)項第6号に掲げる建築物</p> <p>(4) 建築基準法別表第2(ホ)項第2号又は第3号に掲げる建築物</p> <p>(5) 建築基準法別表第2(ロ)項第1号又は第2号に掲げる建築物</p> <p>(6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業又は同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用に供する建築物</p>	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 建築基準法別表第2(イ)項第1号、第3号、第5号又は第6号に掲げる建築物。ただし、同一敷地内にある、主要用途建築物の附属建築物として、主として自己の業務に従事する従業員のための寮及び託児所は除く</p> <p>(2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねる建築物で延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するもの</p> <p>(3) 建築基準法別表第2(ハ)項第4号に掲げる建築物</p> <p>(4) 建築基準法別表第2(ニ)項第6号に掲げる建築物</p> <p>(5) 建築基準法別表第2(ホ)項第2号又は第3号に掲げる建築物</p> <p>(6) 建築基準法別表第2(ロ)項第1号又は第2号に掲げる建築物</p> <p>(7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業又は同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用に供する建築物</p>	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 建築基準法別表第2(イ)項第1号、第3号、第5号又は第6号に掲げる建築物。ただし、同一敷地内にある、主要用途建築物の附属建築物として、主として自己の業務に従事する従業員のための寮及び託児所は除く</p> <p>(2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねる建築物で延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するもの</p> <p>(3) 建築基準法別表第2(ハ)項第4号に掲げる建築物</p> <p>(4) 建築基準法別表第2(ニ)項第6号に掲げる建築物</p> <p>(5) 建築基準法別表第2(ホ)項第2号又は第3号に掲げる建築物</p> <p>(6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業又は同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用に供する建築物</p>

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の敷地においては、100㎡以上でなければならない。	建築物の敷地においては、500㎡以上でなければならない。	建築物の敷地においては、1,000㎡以上でなければならない。
		壁面の位置の制限	_____	建築物の外壁もしくはこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は2.0m以上とし、隣地境界線までの距離は1.0m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは、この限りでない。 (1) 軒の高さが2.3m以下の自動車車庫 (2) 軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以下の物置等 (3) 門、へい、かき又はさく	同 左
		建築物等の高さの最高限度	建築物の高さは、20m以下でなければならない。	建築物の高さは、20m以下でなければならない。	_____
		かき又はさくの構造の制限	前面道路及び敷地境界線に沿ってかき又はさくを設置する場合には、可能な限り、生垣等により緑化を推進することとする。	(1) 門、へい、かき又はさくを設ける場合には、道路境界線との距離を1.0m以上とする。 (2) 前面道路及び敷地境界線に沿ってへい、かき又はさくを設置する場合の高さは地上高2.0m以下とし、へいの地上高0.6m以上については、見通しのきく構造（金網柵等）とする。	同 左

市辺白坂地区地区計画

